

令和4年度 事業計画

社会福祉法人 嘉手納町社会福祉協議会

●嘉手納町社会福祉協議会「理念・行動指針」

理念

私たち嘉手納町社会福祉協議会は、町民ひとり一人の自分らしい暮らしづくり、活躍できる場づくり、人とのつながり・支えあいづくりに取り組み、『ひとり一人のしあわせ広がる嘉手納町』の実現を目指します。

行動指針

- 一、私たちは、理念に向かって組織の一員であることを自覚し行動します。
- 一、私たちは、ひとり一人の可能性を信じ大切な存在として受け止めます。
- 一、私たちは、思いやりの気持ちを持ち、相手の立場に立って考え行動します。
- 一、私たちは、職員同士、積極的に話しあいの場をつくり、お互いに理解し協力します。
- 一、私たちは、多くのつながりに支えられていることを意識し、感謝の気持ちを大切にします。

■基本方針

2年余に及び新型コロナの感染拡大は、経済・雇用情勢、医療現場の混乱など、住民の生活に大きな影響を及ぼしています。その影響は、収入減や失業による経済的な困窮をはじめ、外出自粛等で人と人とのつながりが薄れ、社会的孤立などの課題が増加しております。また、地域福祉活動の自粛などにより、住民による支えあい活動の停滞も心配されるところであります。

こうした状況において、本会においては、コロナ禍において休止した地域福祉活動の事業の再開に向けての取り組み、また、自治会や関係機関とのネットワークを活かしつつ、地域福祉を推進する中核機関としての役割を発揮し、地域課題に取り組んでいきます。

また、3年目となる「第2次嘉手納町地域福祉推進計画」の進捗状況を把握し、目標達成に向けた取り組みを実施します。

さらに、地域福祉活動を支える職員の育成や環境整備にも引き続き取り組み、職員の資質の向上と継続的な雇用に繋がりたいと思います。

以下、令和4年度における事業について説明します。

■重点目標

1. 社会環境の変化に対応した地域福祉の推進
 - コロナ禍における地域福祉活動の推進
 - 有償の支えあい事業の推進
2. 第2次地域福祉推進計画の進捗管理
3. 社会福祉法人の地域貢献事業への取り組み

■実施事業

【1】組織運営

①会務の運営及び連絡調整

- 1) 理事会・評議員会の開催
- 2) 理事・評議員の研修会の開催（年1回予定）
- 3) 正副会長・事務局長会議の開催
- 4) 事務局会議及び係、事業所会議の開催
- 5) 職員全体会議の開催

②会員組織の強化と自主財源の確保

1) 社協会員の募集

社協の活動を住民へ理解を深めてもらうため、広報活動を工夫し、更なる会員増へ繋げる。

- ・戸別会員
- ・賛助会員
- ・特別会員

③職員の資質の向上

1)人材育成事業（個別面談、全体研修）

安定的な法人運営を実施するには、財源は元より人材の確保も重要である。それには、職員の心身の健康の保持や職場環境の整備なども含めて改善していくことで、「働きやすく、やりがいのある職場」につながる。こうした環境が職員の長期勤続につながり安定的な社協活動を実現することが可能となる。また、多様化する福祉課題に対応するため、職員の自己研鑽を含めて人材育成事業を実施する。

- 2) 各種研修会への派遣
- 3) 内部研修会の実施
- 4) 職場環境の整備

④総合福祉センターの指定管理運営事業

- 1) より多くの町民の方が利用しやすいセンターとするためサービス向上に努める。
- 2) 火災・自然災害を想定した避難訓練の実施
- 3) 令和5年度総合福祉センター改修に向けた町との調整

⑤法人広報・啓発事業

- 1) 社協だよりの発行（年4回）
- 2) ホームページ・Facebook 等によるネットを活用した情報発信

【2】コミュニティソーシャルワーク事業の推進

新型コロナウイルス感染症拡大防止による自粛等の影響が2年以上続く中、問題・課題の複合化、潜在化は以前よりも進んでいると思われる。その問題・課題へのアプローチのためにも地域・関係機関との連携・協働、そして今までのような課題解決型支援だけではなく、伴走型支援との一体的支援への取り組みを行っていく。

また、関係機関の体制が変化していく中でも、「朝ごはん応援隊」の取り組みを新たな連携体制を模索しながら継続していく。そして「見守り隊」等の既存の活動への支援を継続しながら、新たな取り組みとして、小中学校に一番近い北区自治会において「あさカフェ」の実施検討を行う。

【3】支え合うまちづくりの推進

①各種社会福祉関係諸団体支援事業

各団体が地域の変化や会員の減少・高齢化により組織のあり方を見直す時期にあることに変わりはない。継続的に各団体と連絡会議等で意見交換を行い必要な支援をすすめる。それぞれの強みを活かした、連携・協働によるまちづくりを進めていく。

また、各団体へ社協助成金及び共同募金の配分金を助成し活動を支援する。

（福祉団体）

- ・ 嘉手納町老人クラブ連合会
- ・ NPO 法人嘉手納町母子寡婦福祉会
- ・ 嘉手納町障がい福祉協会
- ・ 嘉手納町精神療養者家族会
- ・ 嘉手納町民生委員児童委員協議会

②福祉団体合同新年会「初春の集い」の開催

③心配ごと相談所事業

地域住民からの相談として、遺産相続や住まいに関する事など法律分野での内容は多い。弁護士を相談員として継続して配置し、住民ニーズへの対応を行う。

会場：総合福祉センター（毎月第2・第4金曜日）

※事前予約制（第2・第4金曜日：午後2時、午後2時45分、午後3時30分）

※相談時間（45分以内）

④赤い羽根共同募金運動

福祉事業の財源となる赤い羽根共同募金運動の募金活動への理解と協力を依頼し、

募金活動を推進するとともに、配分金のあり方を見直していく。

※令和4年10月1日～令和4年12月31日

⑤歳末たすけあい募金運動

歳末の時期において募金活動を実施し、支援を必要とする方が地域で安心して暮らすことができるよう福祉活動を実施する。

※令和4年12月1日～令和4年12月31日

⑥生活支援体制整備事業

新型コロナウイルス感染症の影響により今後も見通しが立たない状況ではあるが、地域住民と共に考え、創る新たな支え合い活動「ちょこっとお助けゆいまーる事業」の本実施に向けて取り組んでいく。つどい・交流の場×移動販売についても、感染症対策を行いながら地域・企業・行政等と共に実施していくことで、「いつでも誰かとゆるやかにつながっていくまち」へ向けて進めていく。

⑦母子・父子福祉事業

町内事業所よりの指定寄付金や共同募金の配分金を活用して、一人親世帯の子どもたちの学習支援を行う。

⑧児童・青少年福祉事業

1) 比謝川鯉のぼりフェスタ【中止】

新型コロナウイルスの感染症の収束が見えないことから、鯉のぼりフェスタのイベントは中止し、鯉のぼりの掲揚のみを行う。

2) 児童福祉週間啓発ポスターの掲示

⑨老人福祉事業

高齢者の自立と生活の質の向上を目的に事業を実施する。

1) 社協サロン

制度やサービスにつながない閉じこもりがちな高齢者の方を対象に、新たな社会参加の場を提供し、仲間づくりの場、孤立感の解消、見守り、閉じこもりの防止、介護予防、健康づくりを目的として、また地域や制度・サービスへつなぐことも視野に入れながら事業の推進を図る。

※毎月第1月曜日（午後2時～午後4時）

2) ふれあい訪問事業

一人暮らし等の高齢者宅を見守り・ふれあい活動を目的にボランティアが訪問し高齢者の安否確認と安心して暮らせる地域支援事業として実施する。

3) 老人福祉週間啓発ポスターの掲示

4) 高齢者の生きがいつくり事業

高齢者等を対象として生きがいと居場所づくりを目的とした事業を検討する。

⑩障がい児・者福祉事業

障がい児・者の自立支援と社会参加、又、その家族の支援を図る為に事業を実施する。

1) レクリエーション交流事業

⑪法外援護活動

現行制度で対応が難しく困窮している住民に対し、緊急かつ一時的に支援を行うことを目的とする。

⑫日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

権利擁護支援の一つとして関連する相談に応じつつ、本事業で対応できるケースは契約する中で日常的金銭管理業務等も行っていく。また成年後見制度との関連性も強いいため今後、嘉手納町が実施していく成年後見制度利用促進体制整備事業との連携のあり方を検討していく。

⑬生活福祉資金貸付事業

所得の少ない世帯、障がい者や高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸付を行う。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、新型コロナ特例貸付の対応が継続しているため、職員体制を強化し、新規貸付・償還とともに、安心・安全に社会生活が送れるよう寄り添える支援を行う。

⑭福祉バス運行事業

福祉団体等の活動を支援する為に、福祉バスの運行を実施する。

⑮苦情解決事業

第三者委員を設置し対応を迅速に行う。

⑯制服リサイクル事業

不要になった学生服を寄附していただき、必要な方へ提供する。

⑰フードバンク事業

家庭や企業から期限が1カ月ほど残っている食料（缶詰・お米・インスタント食品など保存のきくもの）を寄附していただき、緊急で食料の支援が必要な方へ提供する。

【4】在宅福祉サービスの推進

①高齢者等食の自立支援事業（配食サービス）[町受託事業]

日常生活に支障のある在宅の高齢者及び心身に障害がある者に対し、食生活の改善及び安否確認を行い、福祉の向上を図る。

・調理委託先：沖縄県高齢者協同組合 配彩ナビィー（恩納村）

配食日：月曜日～土曜日（夕食）

②地域介護予防活動支援事業（ミニデイサービス）[町受託事業]

各区におけるミニデイサービスは、集いの場・楽しいゆんたくの場としての機能が充実してきている。しかし、昨年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ミニデイサービスを開催することがほとんどできなかった。

今年度は、新型コロナウイルス感染症のリスク対策を行いつつ、どのような形であればミニデイサービスを再開することができるのか、各区・町と協議をおこなっていく。

・東区がんじゅう会 ・中央区あしびな一会 ・北区百の会
・南区かりゆし会 ・西区ゆんたの会 ・西浜区ことばきの会

③障害者地域生活支援事業 [町受託事業]

昨年も事業が思う様に行えない一年だったが、社会・地域の中でゆるやかなつながりが大切なことに変わりない。状況をみながら出来るだけ柔軟にできる事業を実施していき、参加しやすい環境づくり、そしてそれぞれの居場所と役割を見出し、想いを共有できるカタチを模索していく。

- 1) 理解促進研修・啓発事業（ペアレントトレーニング講座、手話講座等）
- 2) ゆんたく会の開催
- 3) スポーツレクリエーションの事業の実施（eスポーツ等）
- 4) 文化・芸術活動支援事業の実施（ジャンベ、陶芸等）
- 5) 声の広報等発行事業
- 6) 成年後見制度・法人後見支援事業
- 7) ごちゃませフェスタの開催

④地域活動支援センターていんがーらの運営〔町受託事業〕（障害者自立支援法）

利用者が安心して自分らしく過ごし、継続して利用できる場所の提供づくりを進めるために、常に利用者の立場にたち、コミュニケーションをとるとともに、相談活動を通して利用者の不安解消を図る。

●主な活動

- 1) 安心できる居場所づくり
- 2) 生産活動とレクリエーション
- 3) 余暇活動の充実（和太鼓・大正琴・習字）
- 4) 日常生活等の課題に対する個別支援
- 5) 服薬管理や公的手続きなどの支援
- 6) 個別支援計画の作成
- 7) 障がい者に対する理解を促進するための普及活動
- 8) 利用者と家族の不安解消に向けた支援
- 9) 関係機関との連携
- 10) 相談員（専門職）による相談業務

⑤わくわくクラブあすなろの運営（児童福祉法に基づく障害児通所支援事業）

わくわくクラブあすなろは、多機能型事業所として放課後デイサービス事業と児童発達支援事業を運営している。児童福祉法に基づく、障がい児通所支援事業所として、発達の気になるお子さんの発達支援・療育を行う。

異年齢の子どもたちが、のびのびと遊ぶことで人とのやりとりがうまれ、そこで人間関係を学び、相手の気持ちも理解する豊かな想像力を育てる。また、学校教育と連携し障がい児の自立促進をするとともに、放課後の居場所作りを目的とする。

- 1) 放課後デイサービス事業
- 2) 児童発達支援事業

⑥介護用品貸与事業（車いす）

介護保険制度など制度利用までのつなぎ、入院時の外泊、骨折等による一時的な利用が必要な方などへ貸し出す。

【5】 ボランティア活動と福祉教育の推進

～みんなでつながって、みんなのちいきをそだてよう～

新型コロナウイルス感染症の影響により、未だボランティア活動も制限される日々が続いている。このような状況の中でも出来るボランティア活動を地域の皆さんと考え、取り組み、安心できる地域づくりを行う。

そして、「ふだんのくらしのしあわせ」の実現に向けて、「福祉教育」とは何かを改めて地域とともに考えていく。

また、ボランティア活動やボランティア事業、福祉教育の取り組みを地域に広め、理解してもらえるよう、広報や周知の方法を工夫し、SNSの活用等積極的に行う。

○ボランティア活動を定義づける概念

「自発性」・・・自ら進んでする。するかしないか自体が自由である。

「社会性（公益性）」・・・自分自身や仲間内の利益ではなく、みんなに開かれている。

「無償性」・・・金品に限らず、対価を得ない行為。実費弁償は対価とみない。

【実施事業】

①ボランティア団体助成事業

- 1) 手話サークルかでな
- 2) 手話サークルノビルの会
- 3) リーディングサービスあいあい

②ボランティア・NPO支援事業

- 1) 個人ボランティア活動に関する相談・支援
- 2) ボランティア団体活動に関する相談・支援
- 3) ボランティア保険に関する相談・支援
- 4) ボランティア感謝の集い
- 5) 一人暮らし高齢者宅等清掃活動
- 6) 24時間テレビ募金活動
- 7) NPO団体に関する相談・支援
- 8) ボランティアだよりの発行

③ボランティアセンター拠点整備

- 1) ボランティア（個人・団体）登録及び情報提供
- 2) ボランティア活動等に必要の資材の整備及び貸与

④福祉教育の推進

1) 福祉教育協力校指定事業

屋良小学校、嘉手納小学校、嘉手納中学校、嘉手納高校

- 2) 福祉教育協力校連絡会の開催
- 3) 福祉教育推進助成事業（公募）
町内の保育園・幼稚園を対象に実施
- 4) 小学生ボランティアスクール
- 5) いもっ子サマースクール
- 6) 学校・一般団体・企業への体験学習・研修への支援